

令和2年度事業計画書

第1 令和2年度事業計画

1 基本方針

公益社団法人山口被害者支援センターは、事件・事故等の被害者及びその家族または遺族(以下「被害者等」という)に対し、精神的支援をはじめ各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚並びに被害者等の早期の回復及び軽減に資するとともに、民間団体としてきめ細やかな、途切れのない支援活動を通じて地域の安全・安心及び人権の擁護に寄与する事業を行う。

2 重点事項

- ・財政基盤の強化に資する事業の展開と活性化
- ・人材の確保と育成のための施策の推進
- ・被害者支援に対する広報・啓発活動の推進
- ・県・市・町に対する被害者支援条例の制定への働きかけ

3 推進事項

(1) 安定的活動資金の獲得

ア 賛助会員・寄付等の募集

街頭や関係機関のイベント等へ積極的に参加する等、活発な広報啓発活動を行うことで県民及び企業、各種関係機関・団体等々へ支援活動を広報し、広く賛助会員の募集及び寄付、募金（おいでませ募金等）活動を行い財政基盤の強化に努める。

イ 委託事業の誠実な実施

県や県警察、市町からの委託事業について、民間ならではのきめ細かい支援活動を行うとともに、県内外の被害者や各種関係機関・団体との連携を活用した広報啓発活動や研修事業を行い、誠実かつ確実に履行することで、今後継続的な委託事業を展開する。

ウ 被害者支援自動販売機の設置

支援自動販売機の設置により「募金箱」として、広く一般市民に支援を求めるとともに、「廣告塔」として、一人でも多くの方々に私たちの活動を呼びかける。個人、企業または団体等へ被害者支援自動販売機（寄

付型・収益型) の設置協力を求め、財政基盤の強化と広報活動に努める。

エ 共同募金県域助成金申請及び、赤い羽根「県域」テーマ募金活動参加

2019年度共同募金県域助成への申請結果を精査し、さらに事業を展開するための助成金の交付を申請する。新たに、赤い羽根「県域」テーマ募金認定団体の認定を受け、共同募金運動に参加し活動資金を調達する。

オ ホンダリング事業の拡大

ホンダリング事業については、事業内容の広報を行うと併に支援の輪を個人から企業の参加へ拡大する。

カ 市町からの助成金申請

犯罪被害者等基本法第22条の「民間の団体に対する援助」に基づき、公益法人としての民間団体が果たす役割の重要性を訴え、財政上の施策としての助成金の交付を申請する。

キ 預保納付金支援事業助成の調査・研究

振り込み詐欺救済法により、詐欺使用口座の残余金は預金保険機構に納付され、この残余金である「預保納付金」は、犯罪被害者等の支援の充実のために支出されてきたが、2020年度の交付をもって基金財源が不足する通知があった。新たな助成金制度の有無を含め、助成金動向の調査・研究をする。

(2) 人材の育成

ア 支援活動員等の人的充実

被害者のニーズに沿った、迅速で適切かつ継続的な支援活動ができるよう支援活動員等の募集と養成に努める。

イ 支援活動員の資質の向上

年間計画に基づく支援員養成（入門・初級）講座、中・四国ブロック研修、全国フォーラム研修、他機関・団体等開催の研修への積極的参加、及び養成講座後の継続研修として、相談対応・直接支援等でのOJT研修、ステップアップ研修、例会時研修への積極的参加を通じて、支援員・ボランティアの資質の向上を図る。

(3) 被害者支援条例制定への働きかけ

被害者支援に関する施策の策定と実施は、犯罪被害者等基本法により地方公共団体の責務とされており、引き続き県警察と連携し、被害者支援条例未設定の県及び、市・町に対して制定を働きかける。

第2 2020年度公益目的事業計画

1 事業活動

(1) 被害者相談事業

現在の相談体制は、常勤相談員2名、非常勤相談員1名、ボランティア相談員3～4名であるが、常勤・非常勤相談員は直接支援員を兼ねており、今後は公益法人運営の煩雑さに加え、相談、直接支援が増大することが予想される。（下関市、周南市一日面接相談所の開設等）

そこで、相談業務に特化した常勤相談員の配置や、支援活動員に認定されたボランティアの、相談員への育成を兼ねた相談体制の充実強化を目指すこととする。

ア 電話相談

開設時間 = 月曜日から金曜日 10：00～16：00（6時間）

このほか、平成30年4月1日より開設の、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが運営する共通のナビダイヤル「0570-783-554」（ナヤミ ハ ココヨ）受付時間/7：30～22：00（1/29～1/3までを除く）の広報を含め連携を強化する。

イ 面接相談

開設時間 = 月曜日から金曜日 10：00～16：00
(時間外=要予約)

「一日面接相談所」新規開設（4月～）

下関市役所：毎月第一火曜日 11：00～15：00（要予約）

周南市役所：毎月第三火曜日 11：00～15：00（要予約）

ウ 専門家相談

法テラスとの連携により、弁護士による面談相談対応を当センターにても行う。なお、相談ケースに応じた、精神科医師、臨床心理士、関係機関・団体、各種相談所等の紹介、引継ぎ等広範囲な連携と組織的対応の強化を図る。

*臨床心理士による心理カウンセリングは3回まで無料とする。

(2) 被害者自助グループ支援事業

- ア 被害者自助グループ「風の森」の活動支援を積極的に行う。
- イ 自助グループの対象は、「刑法犯及び交通事犯被害者遺族等」とする。
- ウ 自助グループの研修等の開催場所として、当センターの会議室等を提供する。

(3) 被害者支援事業

ア 直接支援

被害者の被害状況、要望内容等を把握し、センターが行える内容等を検討のうえ「支援計画表」を策定後、支援チームを編成して被害直後の早期から直接支援活動を積極的に推進する。

また、事案に応じて関係機関・団体等と連携して組織的な支援に努める。

イ 関係機関・団体との連携強化

- (ア) 犯罪被害者等早期援助団体として、県警察と緊密な連携を行い、被害者等に対し、早期から能動的かつ適切な支援を行う。
- (イ) 法テラス、弁護士会との協議会や研修会に参加し、連携強化を図る。
- (ウ) 全国被害者支援ネットワークと連携した活動を展開する。
 - ※ 総会、ブロック会議、各種委員会、研修への参加
 - ※ 全国被害者支援ネットワークの「被害者緊急支援金」の活用
- (エ) 山口県被害者支援連絡協議会や山口県DV防止連絡協議会との連携強化を図る。
- (オ) その他各種関係機関・団体、相談機関等と連携した事業推進を図る。

(4) 支援活動員（犯罪被害者相談員、直接支援員、ボランティア）等に対する研修事業

全国被害者支援ネットワークが定める、研修カリキュラムに沿った養成講座を実施する。

ア 入門・初級講座（受講料無料）

開催日 = 5月～8月にかけて10回

場 所 = 山口市内

対象者 = 被害者支援に関心のある成人で、支援活動に従事する希望のある者を、行政、司法関係者、医療関係者、山口被害者支援連絡協議会会員、賛助会員等及び一般から広く募集する。

イ 中・四国ブロック、質の向上研修会

開催日 = 上期 9月 5日（土）～6日（日） 高知市
場 所 下期 1月 23日（土）～24日（日） 松山市
対象者 = 支援活動員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

ウ コーディネーター研修会

開催日 = 未定
場 所 = 東京
対象者 = 犯罪被害相談員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

エ 全国被害者支援フォーラム2020・秋期全国研修会

開催日 = 10月16日（金）・17日（土）～18日（日）
場 所 = 東京
対象者 = 支援活動員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

オ 自助グループ研修会

開催日 = 未定
場 所 = 未定
対象者 = 支援活動員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

カ ステップアップ研修（継続研修）

開催日 = 下期（10月～3月）
場 所 = 山口被害者支援センター会議室等
対象者 = 支援活動員
内 容 = 支援員養成DVD研修（初級編～中級編）、NNVS認定コーディネーター・専門講師研修、裁判傍聴、広報活動等ボランティア活動への参加。

キ 例会時研修

開催日 = 随 時
場 所 = 山口被害者支援センター会議室
対象者 = 会員全員
内 容 = 上・中級研修、部外研修のフィードバック等

ク 部外研修への参加

各種関係機関が開催する研修会等へ、隨時支援活動員等を参加、派遣する。

(5) 被害者支援の調査、研究事業

関係機関と連携しながら次の事業に取り組むこととする。

ア 全国被害者支援ネットワークや、その他関係機関が行う被害者調査及び、支援内容実態調査への協力

イ 直接支援対象者等へのアンケート調査

ウ 研修資料、文献、DVD等の購入、貸出し

エ 各大学における関係学部、研究部門等との連携による、被害者支援に関する調査研究

オ 山口県被害者支援連絡協議会との連携による、支援技術等の調査研究

カ その他、被害者支援に関わる機関等への参画、研修等

(6) 広報・啓発活動事業

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性等についての県民の理解を深めるとともに、被害者支援の担い手の確保のため、積極的かつ効果的な広報啓発活動を実施する。

ア 公開講座の開催

開催日 = 令和2年5月17日(日) 13:30~15:30

場 所 = 山口市小郡黄金町 「山口グランドホテル」

対象者 = 一般市民等

講 師 = 岩城 順子(傷害致死事件被害者遺族)

イ 「命の大切さを学ぶ教室」の実施

委託事業として中学校・高等学校を対象に年間10校以上開催

場 所 = 県内の中・高校

対象者 = 生徒、教員、保護者

内 容 = 犯罪被害者、いじめ、デートDV等中学生・高校生の被害実態に対応した講師による啓発講演

※ 開設校から提出された作文の優秀作品は、警察庁主催の全国作文コンクールに応募する。

ウ 啓発講演「命の講座」の実施（出前講座）
委託事業として大学生・一般社会人を対象に年間10回以上開催
場 所 = 県内の大学、一般企業・団体等
対象者 = 大学生、一般社会人等
内 容 = 犯罪被害者等あるいは犯罪被害者支援に造詣の深い者による啓発講演

エ 「犯罪被害者週間行事」の開催
開催日 = 犯罪被害者週間（11/25～12/1）
11月 21日（土）
場 所 = 下松市「スタービアくだまつ」
対象者 = 一般市民等・・・約450～500名を予定
内 容 = 講演会（講師：犯罪被害者遺族、松井 まつい 克幸氏）他
※ 下松市・周南市等で当センターの活動や週間行事の広報を図るため、市内の要所において行事までの間、定期的にチラシやリーフレット等の配布を行う。

オ ホームページ・SNSの活用等による広報媒体の充実
ニュースレター等の紙面による広報を行うとともに、ホームページを随時更新する。SNSの活用（若年層対応）による活動状況の紹介や犯罪被害者等への支援に関する情報の県民への周知、徹底を図る。

カ 広報物品の作成と配布
パネル、ポスター、ティッシュ、チラシ等を作成し、現場において展示、配布することで、視覚に訴えた広報・啓発活動を行う。
また、各種講演会や会議への出席、他機関との共同活動等の機会を活用して、犯罪被害者等への支援の意義、支援活動の実態等を知ってもらい、被害者支援の重要性を醸成する。

キ 新聞広告・パブリシティー（取材報道）による広報・啓発活動
県内の新聞（読売、朝日、毎日、中国、山口新聞等）及びローカル紙を活用した被害者週間行事の紹介をはじめ、当センター関連行事等について適時・適切な広報の実施とパブリシティーの活用。

ク テレビ広報・パブリシティー（取材報道）による広報啓発活動
県内の民放テレビ局(TYS、KRY、YAB)、ケーブルテレビ局

のスポット広告の実施とパブリシティーの活用。

ケ ラジオ広報・パブリシティー（取材報道）による広報啓発活動

県内ローカルラジオ（KRYラジオ、FM山口）による、スポット広告の実施とパブリシティーの活用。

コ その他の広報啓発活動

路線バス（防長交通・サンデン交通等）車内アナウンス・ポスターの掲示や、車両ラッピング等、新たな広報啓発活動に取り組む。

(7) 支援車両による事業

公益財団法人「日本財団」より、平成26年度預保納付金助成により贈呈された支援車両は、応接セットや簡単な調理器具、及び簡易ベッド等を備えていることから、

- ・移動相談車両
- ・直接支援時の待機スペース（裁判付添時等の利用）
- ・緊急用シェルター
- ・広報用

等多岐にわたる用途で使用できる。

この支援車両を活用し、県警察の活動、県環境生活部の「性暴力被害者相談電話：あさがお」等と連携した多角的な支援活動を行う。

(8) 性暴力被害者支援ワンストップセンターとの連携

山口県は、平成29年1月に性暴力被害者支援のワンストップセンター「あさがお」を設立し、運用を開始した。山口被害者支援センターは、設立時の幹事団体として、今後も「あさがお」との連携を強め、積極的に関与、協力していく。

第3 令和2年度収益事業計画

1 収益型被害者支援自動販売機の設置促進

犯罪被害者等への支援の必要性と当センターの役割のほか、設置した場合の社会貢献度等を設置企業・団体に訴え、収益型被害者支援自動販売機の設置促進を図る。また、国、県、市町を訪問し、設置の働きかけをする。

「参照」

1. 「支援活動員」とは

- ・犯罪被害相談員
- ・犯罪被害者直接支援員
- ・犯罪被害者等給付金申請補助員
- ・被害者支援ボランティア
- ・事務局員　をいう。

* (支援センター支援活動員等の遵守事項に関する規程：第3条)

2. 「支援自動販売機設置事業所に対する感謝状の贈呈」とは

新たに、支援自動販売機による協力を開始された事業所に対して、感謝状を贈呈する。

